

諮問日：令和7年11月10日（令和7年度（情）諮問第75号）

答申日：令和8年4月30日（令和8年度（情）答申第4号）

件名：静岡地方裁判所における特定事件の事件記録及び当該事件に関する情報が記載された資料等の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、静岡地方裁判所長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、静岡地方裁判所長が令和7年7月9日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件は存否回答程度では個人識別情報が開示されるには至らず、また個人情報を除いた本件事件に関する資料の部分開示ができない理由についても不開示通知書に記載されていない。仮に万が一個人識別情報の有無について開示に関係があったとしても、最低でも個人名等を除いた本件開示申出文書の部分開示はされるべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出は、特定の個人が代物弁済を受けた特定不動産について差押登記があったことを前提に、当該差押登記に係る特定事件の事件記録等及び廃棄している場合は廃棄の証明となる文書の開示を求めるものである。本件開示申出に係る文書の存否を答えることにより、特定の個人が代物弁済を受けた特定

不動産について差押登記があった事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を開示することとなるが、本件存否情報は、個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号）に相当し、同号ただし書イからハマまでに相当する事情もない。

静岡地方裁判所は、苦情申出人に対し、開示申出内容のうち「私の父(A氏)が代物弁済を受けた「特定地名特定番地」の不動産(土地)について、父の債務によらない理由で突然横から差し押さえられてしまっているように見受けられる、受付年月日特定年月日の差押登記に係る」と記載している部分（以下「事件記載部分」という。）について、特定の個人に関する氏名や事情等の記載があり、申出があった司法行政文書が存在しているか否かを答えることで個人識別情報を開示することになると教示した上で、事件記載部分を削除するか否かの補正を求めたが、期限までに補正がされなかった。静岡地方裁判所がとった上記の手續に不相当な点はなく、原判断は相当である。

2 これに対し、苦情申出人は、本件は存否回答程度では個人識別情報が開示されるには至らない旨主張するが、本件開示申出に係る文書の存否を答えることにより、個人識別情報を開示することとなるのは上記のとおりである。また、苦情申出人は、最低でも個人名等を除いた本件開示申出文書の部分開示はされるべきである旨も主張するが、本件は申出に係る文書の存否自体を答えることができないものであり、当該主張は原判断の相当性を左右するものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年11月10日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和8年3月23日 審議
- ④ 同年4月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人の開示申出によれば、本件開示申出は、苦情申出人の父という特定の個人が代物弁済を受けた特定不動産について差押え登記があった事実のあることを前提に、当該差押え登記に係る特定事件の事件記録等及び廃棄している場合は廃棄の証明となる文書の開示を求めるものである。そのため、本件開示申出文書の存否を答えることは、特定の個人が代物弁済を受けた特定不動産について差押え登記があった事実の存否（本件存否情報）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、当該特定人の個人識別情報（法5条1号）に相当し、同号ただし書イからハマまでに相当するような事情も認められない。

また、静岡地方裁判所は、苦情申出人に対し、事件記載部分を削除するか否かの補正を求めたが、期限までに補正がされなかったというのであるから、それ以上の補正を求めることなく、存否応答拒否の判断をしたことに不適切な点があったとは認められない。

したがって、別紙記載の申出に対し、存否応答拒否とした判断は相当である。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委員 長 戸 雅 子

委員 川 神 裕

別紙

私の父（A氏）が代物弁済を受けた「特定地名特定番地」の不動産（土地）について、父の債務によらない理由で突然横から差し押さえられてしまっているように見受けられる、受付年月日特定年月日の差押登記に係る「特定事件番号1」及び「特定事件番号2」の静岡地方裁判所沼津支部で決定された差押申立事件の全ての事件記録、及び当該事件に関して少しでも情報が記載されている資料があれば、その資料。

破棄してしまっている場合は、破棄の日付及び、当事者名及び決定者名等の当該事件について現状分かりうる情報が記載された、その破棄の証明となる文書。